

議案第 89 号

小田原市斎場に係る事務の委託に関する協議について

小田原市斎場に係る事務を小田原市に委託するに当たり、小田原市と協議することについて議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 4 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、別紙規約により小田原市斎場に係る事務を小田原市に委託することについて、小田原市と協議するに当たり、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を得るため、本案を提出するものである。

小田原市斎場に係る事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の14第1項の規定に基づき、箱根町（以下「甲」という。）は、小田原市斎場における甲の斎場に係る事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を小田原市（以下「乙」という。）に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例及び規則（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とする。

2 甲の負担すべき経費については、甲及び乙の長が協議して定めた額を、甲は、毎年度、乙に納付するものとする。

3 前項に規定する協議を行うに当たっては、乙の長は、委託事務に要する経費に関する書類を作成し、あらかじめ甲の長に送付するものとする。

4 その他特別な経費が生じる場合は、その負担額等について、甲及び乙の長は、別に協議して定めるものとする。

(予算の計上)

第4条 乙の長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出を乙の歳入歳出予算に計上するものとする。

(収入の帰属)

第5条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料、手数料その他の収入は、乙の収入とする。

(決算の場合の措置)

第6条 乙の長は、法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、速やかに当該決算の委託事務に関する部分を甲の長に通知するものとする。

(連絡会議)

第7条 乙の長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要に応じ甲の長と連絡会議を開くものとする。

(条例等の制定改廃)

第8条 乙の長は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定又は改

廃しようとする場合は、あらかじめ甲の長に通知するものとする。

- 2 乙の長は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等が制定又は改廃された場合においては、直ちに当該条例等を甲の長に通知するものとする。
- 3 前項の規定による通知があったときは、甲の長は直ちに当該条例等を公表するものとする。

(委託の廃止の手続)

第9条 甲及び乙の長は、委託事務の管理及び執行の委託を廃止するときは、廃止をしようとする日の2年前までに相手方に書面により通知し、速やかに協議するものとする。

(委託事務の管理の細目)

第10条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲及び乙の長が協議して定める。

附 則

この規約は、平成31年7月1日から施行する。